

原議保存期間	10年(令和13年3月31日まで)
有効期間	一種(令和13年3月31日まで)

警視庁総務部長 殿
各道府県警察の長

警察庁丁給厚発第1247号
令和2年12月18日
警察庁長官官房給与厚生課長

国外犯罪被害弔慰金等支給裁定事務処理要領の改正に伴う運用上の留意事項について（通達）

国外犯罪被害弔慰金及び国外犯罪被害障害見舞金の支給裁定事務処理に係る留意事項については、「国外犯罪被害弔慰金等支給裁定事務処理要領の改正に伴う運用上の留意事項について」（平成30年3月30日付け警察庁丁給厚発第92号。以下「旧通達」という。）により指示してきたところであるが、引き続き、下記のとおり実施することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 対象事案の認知と関係者への教示・連絡

都道府県警察において、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する制度（以下「本制度」という。）の適用対象となる可能性がある事案を認知した場合には、次の措置をとること。

(1) 国外犯罪被害者等に対する教示

国外犯罪被害者又はその遺族（以下「国外犯罪被害者等」という。）に対し、その置かれた状況等に十分配慮しつつ、本制度の教示を行うこと。当該教示に当たっては、本制度に関する下記7の広報用パンフレット等を活用し、申請に必要な事項を適切に教示すること。

(2) 警察庁への通報

別添1の国外犯罪被害弔慰金等支給制度対象事案発生通報票により、警察庁に通報すること。ただし、警察庁からの情報提供によって事案を認知した場合には、通報することを要しない。

(3) 他の第一順位遺族に係る措置等

上記(1)の教示を第一順位遺族と思料される者に対して行うときは、その者が第一順位の遺族であるか否かを確認すること。その者が第一順位遺族であることを確認したときは、さらに、その者以外の第一順位遺族（以下「他の第一順位遺族」という。）がいるか否かを併せて確認すること。

他の第一順位遺族がいることが判明した場合は、当該他の第一順位遺族に対しても、同様に教示を行うこと。ただし、当該他の第一順位遺族が他の都道府県警察の管轄区域内に居住するときは、別添1の国外犯罪被害弔慰金等支給制度対象事案発生通報票により、当該他の都道府県警察及び警察庁にその旨を通報すること。この場合において、当該通報を受けた都道府県警察は、当該他の第一順位遺族に対して、上記(1)の教示を行うこと。

2 適正かつ迅速な裁定

国外犯罪被害弔慰金等の支給の裁定に当たっては、調査等により収集した資料に基づき正確な事実関係を認定するとともに、別添2の国外犯罪被害弔慰金支給審査票又は国外犯罪被害障害見舞金支給審査票を活用するなどし、法令に基づいた適正な裁定を行うこと。

また、速やかな裁定を求める法第11条第1項の趣旨を踏まえ、国外犯罪被害弔慰金等の支給の裁定の申請を受けた場合には、必要な事項の調査を速やかに行い、迅速な裁定に努めること。

なお、法の解釈等に関し疑義等がある場合には、別添3の国外犯罪被害弔慰金等支給制度質疑用紙により、警察庁との間で十分な質疑検討を行うこと。

3 法第7条の給付金の支給状況の把握

国外犯罪被害弔慰金等の支給の裁定の申請者が、法第7条に基づく給付金を定める国家公安委員会告示（平成28年国家公安委員会告示第51号）で定める給付金を支給され、又は支給される予定がある場合、警察庁を経由し、当該給付金を所管する官庁に対し、その事実関係を確実に調査すること。

4 外務省宛での調査における留意点

日本国外に所在する関係機関等に対して裁定のための調査を行う場合には、当該調査は外務省・在外公館宛てに行うこととなること、当該調査に当たっては、窓口の一本化の観点から、警察庁を経由して行うこと。

5 国外居住者からの申請等に対する留意点

(1) 国外居住者への教示

国外犯罪被害者等が日本国外に居住する場合、国外犯罪被害者等に対する本制度の教示は、原則として、在外公館において行うこととなる。都道府県警察において、国外犯罪被害弔慰金等の支給対象となる可能性のある者が国外に居住していることを把握した場合には、別添1の国外犯罪被害弔慰金等支給制度対象事案発生通報票により、警察庁を経由して、外務省・在外公館にその旨を通報し、本制度の教示を依頼すること。

(2) 申請の不備に対する補正

国外犯罪被害者等が領事官を経由して国外犯罪被害弔慰金等の支給の裁定の申請をした場合、申請書及び添付書類は、外交行囊により、在外公館、外務省本省、警察庁を経由して都道府県公安委員会に送付されることとなるが、申請書等の写しについては、外交行囊により原本が送付される前に、同様のルートで、電報により提供されることとなる。都道府県公安委員会においては、申請書等の写しを受領した後速やかに、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること等の形式上の要件を確認し、形式上の要件に適合しない申請に対しては、速やかに相当の期間を定めて当該申請の補正を求めることとなる。この場合、申請者への補正の求めは、原則として、都道府県公安委員会から申請者に対して直接行うこととなるが、その内容については、事前又は事後速やかに

警察庁を經由して、外務省・在外公館にも共有するものとする。

なお、都道府県公安委員会（事務担当課）から申請者に対し電話等により直接連絡することが困難な場合には、警察庁を經由し、外務省・在外公館に対し、申請者への補正の求めに係る伝達を依頼することとなる。

申請者が補正した申請書等については、外務省・在外公館、警察庁を經由し、都道府県公安委員会へ改めて送付されることとなる。

(3) 国外居住者に対する通知書の送付について

都道府県公安委員会から国外居住者に対する国外犯罪被害弔慰金等支給裁定通知書又は国外犯罪被害弔慰金等支給裁定申請却下通知書の交付は、原則として、警察庁、外務省・在外公館を經由して行うこととなる。この場合、当該通知書が申請者に到達した際には、当該在外公館から当該通知書が到達した日時について連絡がなされるので、これを確実に確認すること。

(4) 国外居住者からの支払請求について

国外犯罪被害弔慰金等支払請求書については、前記(3)の国外犯罪被害弔慰金等支給裁定通知書と併せて申請者に交付することとなる。必要に応じ、申請者に直接その記載方法について教示すること。

6 関係機関等との連携

(1) 本制度の周知や国外犯罪被害者等に対する本制度に係る申請の補助等の援助措置について、民間支援団体等と緊密な連携を図ること。

(2) 法第19条において、本制度の申請手続に係る費用負担を軽減するため、市町村長が国外犯罪被害者等の戸籍に関し無料で証明を行うことができる旨が規定されているところ、市町村に対し、当該規定の周知を図るとともに、国外犯罪被害者等が戸籍事項の無料証明の申請を行うことが予想される場合には、国外犯罪被害者等の意向を確認した上で、その旨を事前に市町村窓口に連絡するなど、戸籍事項の無料証明が円滑に行われるよう努めること。

7 本制度の適切な周知の実施

本制度に係る広報用ポスター及びパンフレットを活用するほか、その内容を各都道府県公安委員会及び都道府県警察本部のホームページに掲載するなどし、本制度についての周知を図ること。

8 教養の実施

本制度に係る申請は、犯罪被害給付制度に係る申請と比較して件数が少ないものと予想される。職員の知識不足により申請者等への誤った教示や不適切な裁定がなされないよう、警察署の職員を含め関係職員に対し本制度に関する必要な教養を実施すること。

別添 1

警察庁長官官房給与厚生課犯罪被害者支援室長 殿
 警察本部 部 課長 殿
 外務省在 領事官 殿

警察本部 部 課長

国外犯罪被害弔慰金等支給制度対象事案発生通報票

発生年月日： 年 月 日		発生場所：	
事件名：			
国外 犯 罪 被 害 者	氏名：		性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
	生年月日： 年 月 日		職業：
	本籍：		
	住所：		
	連絡先：		
	死亡： 年 月 日 [死因]		
	障害（見込み）： [部位] [程度]		
	教示の有無： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 申請の意思： <input type="checkbox"/> 有あり <input type="checkbox"/> 無なし <input type="checkbox"/> 保留		
	教示の方法： <input type="checkbox"/> 直接面談 <input type="checkbox"/> 電話		
	教示の内容（又は教示できなかった理由）：		
加 害 者	氏名：		性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
	生年月日： 年 月 日		職業：
	本(国)籍：		
	住所：		
第 一 順 位 遺 族 （ 候 補 を 含 む）	第一順位遺族の特定 <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未		
	第一順位遺族を特定した理由とその根拠（又は特定できなかった理由）：		
	氏名：		性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
	生年月日： 年 月 日		職業：
	本(国)籍：		
	住所：		
	連絡先：		
	続柄：		生計維持関係 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	教示の有無： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 申請の意思： <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 保留		
	教示の方法： <input type="checkbox"/> 直接面談 <input type="checkbox"/> 電話		
教示の内容（又は教示できなかった理由）：			
除斥期間起算点： 年 月 日 [理由：]			
事案概要等			
担当			

* 第一順位遺族が複数である場合には、枠を増やして記載すること

別添 2

国 外 犯 罪 被 害 弔 慰 金 支 給 審 査 票

事 件 名 (例) ○○国における邦人殺害事件
申請者氏名

審査項目		疎明資料	審査結果
申請年月日	有効な期限内の申請であるか (法第9条第3項、第4項)	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> やむを得ない理由の証明書類 (規則第7条第8号)	<input type="checkbox"/> 有効 <input type="checkbox"/> 無効
国外犯罪被害	国内法では罪に当たる生命・身体を害する行為が行われたか (法第2条第1項)	<input type="checkbox"/> 現地捜査機関等からの情報提供 <input type="checkbox"/> 関係者の聴取結果 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
	死亡の事実 (死因を含む) 及び年月日を確認できるか	<input type="checkbox"/> 死亡診断書又は死体検案書 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> できない
	国外犯罪行為と死亡との間に因果関係があるか (法2条第2項)	<input type="checkbox"/> 現地捜査機関等からの情報提供 <input type="checkbox"/> 関係者の聴取結果 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 関係あり <input type="checkbox"/> 関係なし
国外犯罪被害者	国外犯罪行為時に日本国籍を有していたか (法第2条第3項)	<input type="checkbox"/> 戸籍 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 国籍あり <input type="checkbox"/> 国籍なし
	国外犯罪行為時の生活の本拠はどこか <input type="checkbox"/> 国内 <input type="checkbox"/> 国外で永住せず <input type="checkbox"/> 国外で永住	<input type="checkbox"/> 在留届等 <input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 国内 <input type="checkbox"/> 国外非永住 <input type="checkbox"/> 国外永住
申請者 (遺族の場合)	国外犯罪行為時に日本国籍を有していたか (法第3条)	<input type="checkbox"/> 戸籍 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 国籍あり <input type="checkbox"/> 国籍なし
	国外犯罪行為時に日本国内に住所を有していたか (法第3条)	<input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 有する <input type="checkbox"/> 有さない
	国外犯罪被害者又は先順位もしくは同順位の遺族を故意に死亡させていないか (法第5条第4項)	<input type="checkbox"/> 現地捜査機関等からの情報提供 <input type="checkbox"/> 先順位又は同順位遺族の死亡の状況 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> した
	第一順位遺族であるか (法第5条)	<input type="checkbox"/> 戸籍 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
	第1号 国外犯罪被害者の配偶者 (事実上婚姻関係と同様の事情がある場合を含む (事実関係と当事者間の合意が必要))	<input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 関係者の申述書 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
	第2号 国外犯罪被害者の収入により生計を維持していた国外犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹	<input type="checkbox"/> 国外犯罪被害者の収入に係る書類 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
	第3号 国外犯罪被害者と生計維持関係のない国外犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹	<input type="checkbox"/> 関係者の申述書 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
その他	他に第一順位遺族はいるか <input type="checkbox"/> 戸籍 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	

審査項目		疎明資料		審査結果	
不支給要件法第6条・規則)	第1条 国外犯罪被害者と加害者との間に右のいずれかの親族関係はないか	<input type="checkbox"/> 夫婦（事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む） <input type="checkbox"/> 直系血族（親子は事実上養子縁組関係と同様の事情にある場合を含む）	<input type="checkbox"/> 加害者の戸籍 <input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 関係者の申述書 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 関係なし <input checked="" type="checkbox"/> 関係あり	
		（上記親族関係があった場合） 右のいずれかの事由があったか	<input type="checkbox"/> 国外犯罪被害者が18歳未満であった第一順位遺族を監護していた	<input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 関係者の申述書 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 事由あり <input checked="" type="checkbox"/> 事由なし
			<input type="checkbox"/> 国外犯罪被害者と加害者との間に次のいずれかの事情が認められる <input type="checkbox"/> 婚姻を継続し難い重大な事由その他の当該親族関係が破綻していたと認められる事情 <input type="checkbox"/> 上記と同視することが相当と認められる事情	<input type="checkbox"/> 現地捜査機関等からの情報提供 <input type="checkbox"/> 関係者の申述書 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
			<input type="checkbox"/> 加害者が人違いによって又は不特定の者を害する目的で当該国外犯罪被害者に対して国外犯罪行為を行ったと認められる	<input type="checkbox"/> 現地捜査機関等からの情報提供 <input type="checkbox"/> 関係者の申述書 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
			<input type="checkbox"/> 加害者が心神喪失の状態で行った	<input type="checkbox"/> 現地捜査機関等からの情報提供 <input type="checkbox"/> 関係者の申述書 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	第一順位遺族と加害者との間に右のいずれかの親族関係はないか	<input type="checkbox"/> 夫婦（事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む） <input type="checkbox"/> 直系血族（親子は事実上養子縁組関係と同様の事情にある場合を含む）	<input type="checkbox"/> 加害者の戸籍 <input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 関係者の申述書 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 関係なし <input checked="" type="checkbox"/> 関係あり	
		（上記親族関係があった場合） 右のいずれかの事由があったか	<input type="checkbox"/> 第一順位遺族に18歳未満の者が含まれている	<input type="checkbox"/> 第一順位遺族の戸籍 <input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 事由あり <input checked="" type="checkbox"/> 事由なし
			<input type="checkbox"/> 第一順位遺族と加害者との間に次の事情が認められる <input type="checkbox"/> 婚姻を継続し難い重大な事由その他の当該親族関係が破綻していたと認められる事情 <input type="checkbox"/> 上記と同視することが相当と認められる事情	<input type="checkbox"/> 現地捜査機関等からの情報提供 <input type="checkbox"/> 関係者の申述書 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
			<input type="checkbox"/> 加害者が心神喪失の状態で行った	<input type="checkbox"/> 現地捜査機関等からの情報提供 <input type="checkbox"/> 関係者の申述書 <input type="checkbox"/> その他（ ）	

第1条の2	国外犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者との間に親族関係があった場合において、国外犯罪被害弔慰金を支給することにより加害者が財産上の利益を受けるおそれがあると認められないか	<input type="checkbox"/> 現地捜査機関等からの情報提供 <input type="checkbox"/> 関係者の申述書 <input type="checkbox"/> その他 ()		<input type="checkbox"/> 認められない <input checked="" type="checkbox"/> 認められる
	(上記のおそれがあると認められる場合) 加害者が心神喪失の状態で行ったか	<input type="checkbox"/> 現地捜査機関等からの情報提供 <input type="checkbox"/> 関係者の申述書 <input type="checkbox"/> その他 ()		<input type="checkbox"/> 認められる <input checked="" type="checkbox"/> 認められない
第2条	国犯罪被害者が高度の危険が予測される地域に所在していなかったか	<input type="checkbox"/> 危険情報等に基づく判断 <input type="checkbox"/> その他 ()		<input type="checkbox"/> 所在せず <input checked="" type="checkbox"/> 所在
	(所在していた場合) 当該地域に所在するやむを得ない理由があったか	<input type="checkbox"/> 業務を行う必要性があった <input type="checkbox"/> 生活の本拠が当該地にあった <input type="checkbox"/> その他やむを得ない理由があった	<input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 関係者の申述書 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 理由あり <input checked="" type="checkbox"/> 理由なし
第3条	国外犯罪被害につき国外犯罪被害者又は第一順位遺族に右の行為がなかったか	<input type="checkbox"/> 国外犯罪行為の教唆又は幫助あり <input type="checkbox"/> 国外犯罪行為の誘発行為あり <input type="checkbox"/> 国外犯罪行為に関連する著しく不正な行為あり	<input type="checkbox"/> 現地捜査機関等からの情報提供 <input type="checkbox"/> 関係者の申述書 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 行為なし <input checked="" type="checkbox"/> 行為あり
第4・5条	国外犯罪被害者又は第一順位遺族に右の事由がないか	<input type="checkbox"/> 国外犯罪行為の容認 <input type="checkbox"/> 反社会的組織への所属 <input type="checkbox"/> 報復行為の実施 <input type="checkbox"/> その他の事情	<input type="checkbox"/> 現地捜査機関等からの情報提供 <input type="checkbox"/> 関係者の申述書 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 事由なし <input checked="" type="checkbox"/> 事由あり
第6条	(いずれかの不支給要件を満たす場合) 支給しないことが社会通念上適切でないと認められる特段の事情があるか	<input type="checkbox"/> 特段の事情を示す資料 ()		<input type="checkbox"/> 事情あり <input checked="" type="checkbox"/> 事情なし
支給制限	国家公安委員会告示で定められる給付金の支給がなされていないか	<input type="checkbox"/> 支給の通知に関する証明書類 <input type="checkbox"/> その他 ()		<input type="checkbox"/> 支給なし <input checked="" type="checkbox"/> 支給あり

(注) 網掛け部分にがある場合には詳細を確認

国外犯罪被害障害見舞金支給審査票

事件名 (例) ○○国における邦人傷害事件

申請者氏名

審査項目		疎明資料		審査結果	
申請年月日	有効な期限内の申請であるか (法第9条第3項、第4項)	<input type="checkbox"/> 申請書	<input type="checkbox"/> やむを得ない理由の証明書類 (規則第7条第8号)	<input type="checkbox"/> 有効 <input type="checkbox"/> 無効	
国外犯罪被害	国内法では罪に当たる生命・身体を害する行為が行われたか (法第2条第1項)	<input type="checkbox"/> 現地捜査機関等からの情報提供	<input type="checkbox"/> 関係者の聴取結果	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	
	障害の部位及び状態が確認でき、障害の程度は法別表に掲げる程度のもものと認められるか (法第2条第4項、別表)	<input type="checkbox"/> 医師等の診断書	<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	
	国外犯罪行為と障害との間に因果関係があるか (法2条第2項)	<input type="checkbox"/> 現地捜査機関等からの情報提供	<input type="checkbox"/> 関係者の聴取結果	<input type="checkbox"/> 関係あり <input type="checkbox"/> 関係なし	
国外犯罪被害者 (申請者)	国外犯罪行為時に日本国籍を有していたか (法第2条第3項)	<input type="checkbox"/> 戸籍	<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 国籍あり <input type="checkbox"/> 国籍なし	
	国外犯罪行為時の生活の本拠はどこか <input type="checkbox"/> 国内 <input type="checkbox"/> 国外で永住せず <input type="checkbox"/> 国外で永住	<input type="checkbox"/> 在留届等 <input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> その他 ()		<input type="checkbox"/> 国内 <input type="checkbox"/> 国外非永住 <input type="checkbox"/> 国外永住	
不支給要件 (法第6条・規則)	第1条 国外犯罪被害者と加害者の間に右のいずれかの親族関係はないか	<input type="checkbox"/> 夫婦 (事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む)	<input type="checkbox"/> 加害者の戸籍 <input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 関係者の申述書	<input type="checkbox"/> 関係なし <input type="checkbox"/> 関係あり	
		<input type="checkbox"/> 直系血族 (親子は事実上養子縁組関係と同様の事情にある場合を含む)			
	(上記親族関係があった場合) 右のいずれかの事由があったか	<input type="checkbox"/> 国外犯罪被害者が18歳未満の者である	<input type="checkbox"/> 国外犯罪被害者の戸籍 <input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> その他 ()		<input type="checkbox"/> 事由あり <input type="checkbox"/> 事由なし
		<input type="checkbox"/> 国外犯罪被害者と加害者との間に次のいずれかの事情が認められる <input type="checkbox"/> 婚姻を継続し難い重大な事由その他の当該親族関係が破綻していたと認められる事情 <input type="checkbox"/> 上記と同視することが相当と認められる事情	<input type="checkbox"/> 現地捜査機関等からの情報提供 <input type="checkbox"/> 関係者の申述書 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	<input type="checkbox"/> 加害者が人違いによって又は不特定の者を害する目的で当該国外犯罪被害者に対して国外犯罪行為を行ったと認められる	<input type="checkbox"/> 現地捜査機関等からの情報提供 <input type="checkbox"/> 関係者の申述書 <input type="checkbox"/> その他 ()			
	<input type="checkbox"/> 加害者が心神喪失の状態で行った	<input type="checkbox"/> 現地捜査機関等からの情報提供 <input type="checkbox"/> 関係者の申述書 <input type="checkbox"/> その他 ()			

第1条の2	国外犯罪被害者と加害者との間に親族関係があった場合において、国外犯罪被害者障害見舞金を支給することにより加害者が財産上の利益を受けるおそれがあると認められないか	<input type="checkbox"/> 現地捜査機関等からの情報提供 <input type="checkbox"/> 関係者の申述書 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 認められない <input checked="" type="checkbox"/> 認められる
	(上記のおそれがあると認められる場合) 加害者が心神喪失の状態で行ったか	<input type="checkbox"/> 現地捜査機関等からの情報提供 <input type="checkbox"/> 関係者の申述書 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 認められる <input checked="" type="checkbox"/> 認められない
第2条	国外犯罪被害者が高度の危険が予測される地域に所在していなかったか	<input type="checkbox"/> 危険情報等に基づく判断 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 所在せず <input checked="" type="checkbox"/> 所在
	(所在していた場合) 当該地域に所在するやむを得ない理由があったか	<input type="checkbox"/> 業務を行う必要性があった <input type="checkbox"/> 生活の本拠が当該地にあった <input type="checkbox"/> その他やむを得ない理由があった	<input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 関係者の申述書 <input type="checkbox"/> その他 ()
第3条	国外犯罪被害につき国外犯罪被害者に右の行為がなかったか	<input type="checkbox"/> 国外犯罪行為の教唆又は幫助あり <input type="checkbox"/> 国外犯罪行為の誘発行為あり <input type="checkbox"/> 国外犯罪行為に関連する著しく不正な行為あり	<input type="checkbox"/> 現地捜査機関等からの情報提供 <input type="checkbox"/> 関係者の申述書 <input type="checkbox"/> その他 ()
第4・5条	国外犯罪被害者に右の事由がないか	<input type="checkbox"/> 国外犯罪行為の容認 <input type="checkbox"/> 反社会的組織への所属 <input type="checkbox"/> 報復行為の実施 <input type="checkbox"/> その他の事情	<input type="checkbox"/> 現地捜査機関等からの情報提供 <input type="checkbox"/> 関係者の申述書 <input type="checkbox"/> その他 ()
第6条	(いずれかの不支給要件を満たす場合) 支給しないことが社会通念上適切でないと認められる特段の事情があるか	<input type="checkbox"/> 特段の事情を示す資料 ()	<input type="checkbox"/> 事情あり <input checked="" type="checkbox"/> 事情なし
支給制限	国家公安委員会告示で定められる給付金の支給がなされていないか	<input type="checkbox"/> 支給の通知に関する証明書類 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 支給なし <input checked="" type="checkbox"/> 支給あり

(注) 網掛け部分にがある場合には詳細を確認

(作成上の留意事項)

1 作成の基本

- (1) 審査票の記載事項は、裁定に当たって必要となる項目を網羅しているものであるため、記載を省略すること
はせず、疎明資料については、必要な資料を添付の上、确实かつ正確にチェックを行うこと。
- (2) 審査結果の記載に当たり、客観的に判断できる事項以外は、必要に応じて、以下の別紙様式例に検討結果等
を記載するなどして当該審査票に添付すること。

2 具体的基準

- (1) チェック欄 () において該当する箇所は、「」にすること。
- (2) 疎明資料のうち、「その他」とする場合には、当該資料名を漏れなく記載すること。

(別紙様式例)

審査項目	検討結果

別添 3

国外犯罪被害弔慰金等支給制度質疑用紙

質疑年月日	年 月 日	質疑者	〇〇県警察本部〇〇課 氏 名	
事 件 名				
国外犯罪被害 発生年月日	年 月 日	申請年月日	年 月 日	
事件の概要				
質 疑 内 容				

※ 質疑内容欄には、県の意見・解釈等についても記載すること。